

# 「もしも」の広場

## VOL.7

- ◎「葬儀はいくらからできますか」
- ◎「宗教者(お寺や神社・教会など)との付き合いがない場合」
- ◎「通夜の心得」
- ◎「家族葬って何だ?」



『葬儀はいくらからできますか』

「葬儀は最低いくらからできますか?」  
「積立はできますか?」  
電話や立ち話でよく相談されるのが、これらの問いです。実は、これらは難しい質問です。なぜ「難しい」のか?それは、

電話や立ち話程度で簡単に済む内容ではないからです。具体的に言うと、お互いの考えている「最低の葬儀内容(葬儀のイメージ)」がはつきりと確認ができなければ、お客様と業者とで大きなギャップが

生じる恐れがあるからです。確認できないまま話を進めて、後で困ったことにしたくないから「簡単には答えられない」難しい質問なのです。

お客様の中には「簡単」とか「便利」にばかり目が向いたり、話の自身をご自分の尺度だけで理解してしまったりする方がいらつしやるようです。たとえば積立制度を勧める会社の「毎月わずかな掛け金で、積立金額の2倍以上の葬儀を保障!」という謳い文句に乗ってしまった方。この「わずかな掛け金」を簡単・便利と考え、「積立金の2倍」を額面以上に解釈され、「これさえあれば十分」と思い込んでしまうようです。ところが支払いの段階でその積立金を遣っても、それ以上に高額な請求だったという事例はよくあることです。

「手っ取り早く話しを聞きたい」というお客様にこそ腰を据えて説明をしたいのですが、「そんな面倒は嫌だ」もういい」と、話を切られてしまうこともあります。しかし、葬儀を行う際の家庭の状況や費用も含めた葬儀

に関する希望を把握した上で、それぞれの家庭に適したアドバイスやプランを提示し、それに伴って最終的な費用の目安(見積もり)を説明するのが葬儀社として責任ある態度だと思います。

じっくりと話しをしたお客様の大多数からは、「話すことで、知らなかったこと、気づいていなかったことを発見できた」とか、「前もって考えておくことで、そのときにあわてずに対処できた」というような言葉をいただいております。

「死を前もって考えるなんて」というお気持ちはよくわかります。しかし、葬儀に関することは隣同士であっても、同じ家族であっても異なることがたくさんあるのです。ご家族を送った経験がそのままた別の葬儀に役立つとは限りません。だから、「前もって」「じっくり」と考えることが大切なのです。

子供がいない家庭の場合、宗教者との付き合いがない場合、子供と離れて生活している場合などは特に事前に考えておくことがたくさんあります…

# 『宗教者（お寺や神社・教会など）との付き合いが無い場合』

最近では宗教者との付き合い

合いない方も多数いらっしゃるようです。そのような方は宗教者の選択に関して事前に検討しておく方がよいと思います。いざそのときになってから決定しようとする、判断材料や選択肢が限られてしまい、後悔することになりかねません。以下に挙げる点を参考にぜひ早目から検討してみてください。なお仏式を例にしていますが、他の宗教でも考え方は同じです。

## 寺院の選択（依頼）

最終的には、

- どの宗派にするのか
  - どの寺院にするのか
- ということを決めるわけですが、そのための材料として以下のことがあります。
- 今後誰が供養していくのか（実際に寺院と付き合っていくのは誰か）
  - どのようなお付き合いをしていくのか（葬儀以後も付き合っていくのか）

くのか）

○寺院の場所は

（近いか遠いか、交通手段は）

○先祖の宗派に合わせるのか

○その宗派の教え（考え方は）

どのようなか

○檀家（門徒）になることの意味を理解しているのか

○お布施

（経済的な問題を長い目で考えたら）

○墓地・納骨堂をどうするか（寺院に納骨場所はあるのか）

○その他

これらを総合的に考えていくことで、ある程度の判断ができると思います。

前記のことについて、若干補足しましょう。

## 誰が中心となって供養していくのか

昔のように「長男が家を引き継ぎ、先祖の供養をしていく」という考え方は、今では必ずしも当てはまらなくなっています。子供の代だけでなく、

孫・ひ孫と将来的なことも考慮してそれぞれのご家庭に合った形を選ぶ必要があります。

## 墓地や納骨堂を持っていない

墓地・納骨堂を持っていない方にとっては、依頼する寺院にそれがあるのかどうかは重要な判断材料だといえます。墓地・納骨堂の費用は、各寺院で異なりますが、一般に使い勝手のよさや大きさと管理の面などは、民間のものに比べると良心的であるといえます。また、高齢になってくると寺院と墓地・納骨堂が別の場所にあると足が遠のきがちになるようです。そうした面からも、寺院の墓地・納骨堂の方が安心できるのではないのでしょうか。

元氣なうちであれば、時間的にも精神的にも余裕を持って幅広く考えることができるはずです。ぜひご検討を。

## 相続で必要になるお金にまつわる主な手続き

（日本経済新聞より抜粋）

	手続きの内容	手続き先	手続きに必要な主な書類など（注2）
早めにする必要がある手続き	遺族年金の請求、未支給年金・保険給付請求書（注1）の提出	年金事務所、年金相談センター、市区町村	死亡診断書、年金請求書、相続人の戸籍謄本、住民票、年金手帳や年金証書 未支給年金・保険給付請求書は複写になっており、2枚目が年金受給権者死亡届となっている
	労働者災害補償保険（労災保険）の給付（葬祭料や年金）請求	勤務していた会社などを所轄する労働基準監督署	死亡診断書、給付（葬祭料、遺族補償年金）の請求書、亡くなった人の戸籍謄本（除籍）
	健康保険、国民健康保険などへの埋葬料、葬祭費などの請求	市区町村、健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）、共済組合	死亡診断書、埋葬料などの請求書、被保険者証
	被相続人（亡くなった人）の所得税の確定申告（準確定申告）	被相続人の住所を管轄する税務署	被相続人名の所得税の確定申告書やその付表、公的年金等の源泉徴収票
遺産分割が通常は前提になる手続き	不動産の所有権移転登記	登記所（法務局、地方法務局・支局、出張所）	被相続人の戸籍謄本（除籍）、改製原戸籍謄本、相続人の戸籍謄本・印鑑証明書、遺産分割協議書、登記申請書、固定資産評価証明書
	預貯金の名義変更や換金	金融機関	被相続人の戸籍謄本（除籍）、改製原戸籍謄本、名義書換請求書、相続人の戸籍謄本・印鑑証明書
	株式、投資信託、債券の名義変更や換金	証券会社など	
	相続税の申告	被相続人の住所を管轄する税務署	被相続人の戸籍謄本（除籍）、遺産分割協議書、相続人の戸籍謄本・印鑑証明書、相続税申告書

（注1）年金は亡くなった月まで支払われるので、家族がそれを受け取るために、請求書の提出が必要。通常、遺族年金の請求と同時にする。

（注2）戸籍事務をコンピューター処理するようになって以降、戸籍事項のすべてを証明する書類は「戸籍謄本」でなく、「戸籍全部事項証明書」と呼ばれる。

上表では便宜上「戸籍謄本」に用語を統一した。書類は他にも必要なものがあり、手続き先に確認が必要。

## 『通夜の心得』



### 【通夜への参列】

通夜は葬儀・告別式と異なり、正式な喪服でなくても構いませんが、突然のことで勤務先から駆け付けけるような時でも、できれば男性はネクタイと靴下を取り換えるぐらいの心配りはしたいものです。

女性もお化粧を地味目にし、アクセサリーなどは外した方がいいでしょう。

男女とも、数珠があれば持参します。

### 【通夜ぶるまい】

通夜が終わった後、軽い酒席が用意されていることがあります。これを「通夜ぶるまい」といい、弔問者の身を清めていただくという遺族の思いの表れですから、勧められたら快く席に着きましょう。

通夜ぶるまいの席では、遺族や席が近くの方と故人の思い出などを語りますが、故人とは関係のない仕事の話やめ得太い話は避けるようにします。また、「目覚まし」と言

われ、お酒を勧められることがあります。飲みすぎにも注意しましょう。

遺族の方の疲れにも気を配り、「また明日伺わせていただきますので、今日はこれで失礼いたします」とか「今夜は最後のお別れをさせていただき、ありがとうございます。どうぞお疲れが残りませぬように」といった挨拶をして早めに退席しましょう。

### 【遺族に対するお悔みの言葉】

通夜や葬儀での言葉遣いには特に気を配りましょう。かけがえのない大切な人を亡くした遺族の心中を察した思いやりが大切です。悲しみを和らげ勇気づけるような言葉かけをしたいものです。なかなか難しいようですが、基本は真心を込めること。言葉は少なくとも大丈夫です。あまり親しい関係でないときは、控え目な挨拶にしましょう。

### ●例

「この度はとんだことで…

心よりお悔やみ申し上げます」

短い言葉でも十分に気持ち

は通じます。

### ●注意1

「かえすがえすも…」「まします」などの重ね言葉は禁句です。

### ●注意2

「ご逝去」「ご他界」「思わぬ知らせ」「悲しい知らせ」などの言葉は使えませんが、「死亡・死去」のように「死」という言葉は使えません。

### ●注意3

遺族と親しい間柄であっても、最期の様子や死因を話題にするといった粗野な態度は慎まなければなりません。

### ●注意4

「ご寿命」とは言いますが、「天寿を全うされ」などは、他人が判断できることではないので使いません。



# 『家族葬って何だ?』

北九州葬祭業協同組合では、年一、二回ほどサービスの向上を目指して研修会を開催しております。今年も五月二十五日に研修会が開催されましたが、その中で家族葬のことが取り上げられました。そこで大先輩の方が提起されたことです。

家族が全員で生活するの  
が当たり前であった時代は、  
親が歳をとったら子供がみ  
んなで介護し、その親が亡  
くなった時はみんなを送り  
出したものだ。お膳を作る  
のも、遺体に化粧を施す  
のも、僧侶を招く準備をす  
るのも家族の手で行った。そ  
の意味では昔の葬儀はみん  
な「家族葬」だった。

ところが現代は家族が別々  
の場所に生活し、親の介護  
も病院や施設に任せている。  
亡くなる時も家族が看取ら

ないことがある。葬儀の準備  
は全部葬儀社がしている。そ  
んな時代だからこそ、お別れ  
に家族の手が入る「家族葬」  
が必要なのではないか。家族  
の手で送ってあげられる葬儀  
が家族葬なのだと思う。

家族葬という言葉が、葬  
儀の規模や参列者の人数、  
費用の面にはかり向けられ  
ている中、とても示唆に富ん  
だ提言でした。実は、このこ  
とを強く感じられることが  
ありました。

葬儀社では、身寄りのない  
方の「お別れ」をお手伝いす  
る機会があります。「葬儀」  
ではなく「お別れ」です。と  
いうのも、「孤独死をされた  
身寄りのない方がいる。葬儀  
社で送り出してくれ」という  
役所からの依頼を受け、ご自  
宅にお迎えに行き、斎場で  
納棺。その翌日には火葬場へ

お連れして、最後に遺骨を  
役所にお預けするだけのと  
ても葬儀とは呼べないものな  
らです。

先日も同様の依頼があり  
ました。いつものようにご遺  
体を斎場に安置したのが昼  
過ぎ。あとは翌日になるのを  
待つて火葬場へ向かうだけの  
手続きだったはずが、このと  
きは違っていました。

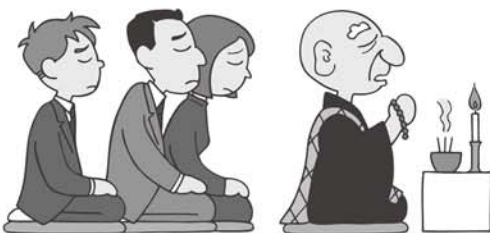
夕方になって二人の男性が  
斎場にいらっしゃいました。  
お二人はいわゆるホームレス  
の人たちを支援し、住居と  
仕事を斡旋しているNPO  
(非営利団体)の方でした。  
ご遺体をご覧になり、故人を  
確認した後、お二人は「〇〇  
さんのために、仲間でささや  
かなお別れをしてあげたい」  
と提案されました。拒否す  
る理由は何もありません。

翌日、「〇〇さんの仲間の人  
たち」が斎場に20人近く集  
まってこられました。その多  
くは元ホームレスであったよ  
うです。NPOの関係者もい  
らっしゃいました。故人の思い  
出話を語り合い、時に笑顔や

笑い声も混じる温かいお別  
れでした。

確かに〇〇さんには見送る  
家族は誰もいませんでした。  
しかし、家族に代わるNPO  
の方、ホームレスの仲間の温  
かなまなざしの中で旅立って  
いかれました。葬儀社にはあ  
きない「葬儀」がそこにはあ  
りました。これが大先輩の  
言われた「家族葬」の本質な  
のかもしれない。

お別れに家族の手が入る、  
家族の手で  
送ってあげる葬儀が  
家族葬なのだ...



## 北九州葬祭業協同組合

事務局 株式会社イフケア北九州内  
北九州市小倉南区葛原5丁目4番20号



0120-207-995

### ■組合加盟社

・(株)阿部光林社	tel.093-641-3333	・(有)積善社	tel.093-321-4418
・(有)公益社	tel.093-245-0204	・(有)曾根葬儀社	tel.093-471-6376
・(株)光善社	tel.093-761-2559	・(有)中村組葬儀社	tel.093-941-1411
・(有)小倉丸喜	tel.093-931-4626	・(有)博善社	tel.093-921-1291
・(株)小宮	tel.093-661-4444	・(有)行橋造花店	tel.0930-22-1507

編集責任者:戸高 正郁 編集者:角田 周一・原田貴之・有門 奈美・柳 昌男・松田 伸二 編集事務局:神田 紀久男

気になっていることがありましたらご連絡下さい。  
事前相談承っております。

ご意見などがありましたらお電話で受け付けております。